

電気通信事業ガバナンス強化に向けた 検討状況・論点

令和3年10月22日
電気通信事業ガバナンス検討会
事務局

- 情報通信が我が国の経済・社会活動、国民生活の基盤として重要な役割を果たすようになりつつあることを踏まえ、国家的法益・社会的法益・個人的法益の保護を目的に①電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱いに対するリスク対策を講じていくとともに、電気通信役務の円滑な提供を目的に②ネットワークの多様化等を踏まえた通信サービス停止に対するリスク対策を強化していくことが必要。
- あわせて、③利用者等への情報提供を適切に行っていくことで、アカウントビリティ・透明性を確保。

①電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策

利用者の利益の保護を確保する観点から、大量の情報を所有する者による電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等を原因として、利用者やサービス提供に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、新たに利用者情報の適正管理等を促進するための規律を検討。

政府による規制・ガイドライン等の新たな枠組みを構築し、情報の適正管理等に関する事業者自らの取組を促進する方策を検討。

②ネットワークの多様化等を踏まえた通信サービス停止に対するリスク対策

電気通信役務の円滑な提供を確保する観点から、ネットワークを構成する設備の多様化を踏まえ、クラウド事業者等の設備やサービスを使用して提供される多様な通信サービスを前提とした設備規律を検討。

また、単独の事業者では対応が困難なリスクに対応するため、事業者間連携によるサイバー攻撃対策等を検討。あわせて、情報の不適正な取扱いや事故による多様な法益侵害を最小化する観点から、それらの未然防止や被害軽減を図るため、兆候段階における事態の速やかな報告や対策を検討。

③情報の適正な取扱いや通信サービスの提供等に関する利用者等への情報提供

利用者に対しては、平常時から、情報の適正な取扱いや通信サービスの提供に関する情報、情報の漏えい・不適正な取扱い等や事故が生じた際の対処方策等について利用者に理解しやすい形での周知広報に努め、非常時においても、電気通信事業者等は、適時に適切な方法で情報提供を行い、利用者が適切な対応ができるような方策を検討。

- 電気通信サービスの提供構造の変化、不正アクセスの複雑化、外国の法的環境によるリスクの高まり等に対応するため、利用者情報の適正管理を促進するための新たな対策を実施。
- ネットワークの仮想化やクラウドの活用の進展に対応するため、設備規律の見直しを実施。
- DDoS攻撃の複雑化に対応するため、サーバー攻撃対策時の事業者間連携を促進する環境づくりを実施。
- 電気通信サービスの提供構造の変化や不正アクセスの巧妙化に対応するため、事故の兆候段階からの報告制度を新たに創設。

電気通信事業を取り巻く環境の変化

情報通信分野における技術の進展

- ・ ネットワークの仮想化(ソフトウェア化)

電気通信サービス提供構造の変化

- ・ クラウドの活用によるネットワーク構築
- ・ 設備を保有しないサービス提供形態の拡大

サイバー攻撃の複雑化・巧妙化

- ・ DDos攻撃の複雑化
- ・ 不正アクセスの複雑化・巧妙化

経済活動のグローバル化

- ・ 外国の法的環境によるリスクの高まり
- ・ サプライチェーンリスクの高まり

対策

①. 利用者情報の適正な取扱いの促進

②-1. クラウド化・多様化に対応した設備規律

②-2. 事業者間連携によるサイバー攻撃対策

②-3. 事故の兆候段階からの報告制度

③. 利用者への情報提供

政府全体の枠組みで検討することが必要

「利用者情報の適正な取扱いの促進」に関する論点

- (1) 適正管理を行うべき情報
- (2) 情報規律の内容

- 情報通信が我が国の経済・社会活動、国民生活の基盤として重要な役割を果たすようになりつつあること、情報の漏えい・不適正な取扱い等が利用者に及ぼす影響の大きさなどを踏まえ、電気通信事業法の目的の一つである利用者利益の保護の観点から重視し、通信の秘密に係る情報を含む「電気通信役務利用者情報」を適正管理を行うべき情報として整理することが適当ではないか。
- 「電気通信役務利用者情報」は、「個々の通信に関する情報」と「電気通信サービスの利用者に関する情報」とに大別されるのではないか。この際、通信の秘密に関する情報に該当するかどうかについては、個々の通信との関係を踏まえて個別に判断されることとなる。

対象として想定される情報

情報の種類		例	
電気通信役務利用者情報 (※1)	個々の通信に関する情報	・通信内容	・通信文面、通話内容、伝送されたコンテンツ 等
		・通信の構成要素	・通信の日時・場所、通信当事者の氏名・住所・電話番号、通信当事者の識別情報等
	電気通信サービスの利用者に関する情報	・利用者から提供された情報	・氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の契約者情報 ・プロフィール写真、利用者が入力した情報等
		・通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報(※2)	・ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID 等 ・通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ 等
電気通信設備に関する情報		・アカウント情報、認証情報、ネットワーク情報、設備・システム情報 等	

(※1) 電気通信役務利用者情報が「通信の秘密に関する情報」に該当するかどうかについては、個々の通信との関係を踏まえ個別に判断される。

(※2) 電気通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報

- 電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関し、全ての電気通信事業者が取り組むべき基本的な事項として当該情報の安全管理措置、委託先の監督その他当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じることを義務付けるべきではないか。
- また、上記をベースとし、一定の基準※¹を満たす電気通信事業者に対しては、電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る方針の策定及び公表、電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する業務規程の策定、電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映、電気通信役務利用者情報統括管理者※²の選任等を義務付けるべきではないか。なお、一定の基準を満たさない電気通信事業者に対しては、上記に準じた努力義務を課すべきではないか。

※1 利用者数を中心とした基準を想定

※2 電気通信役務利用者情報の適正な取扱い等を全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者

情報規律の内容

※ これらの規律については、罰則(法第186条)の対象とすることでその実効性を担保。

1. 全ての電気通信事業者に対する電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る規律

- ①電気通信役務利用者情報の安全管理
- ②委託先の監督
- ③その他の電気通信役務利用者情報を適切に取り扱うために必要な措置

2. 一部の電気通信事業者に対する電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る規律

- ①電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る方針の策定及び公表
- ②電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する業務規程の策定
- ③電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映
- ④電気通信役務利用者情報統括管理者の選任等

※ 本規律の対象とはならない電気通信事業者に対しては、これらに準じた努力義務を課す。

① 電気通信役務利用者情報の安全管理

- 電気通信役務利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の電気通信役務利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務を課すべきではないか。
- 必要な安全管理措置※の内容については、例えば、サイバーセキュリティ対策、蓄積情報の保護措置（アクセス管理等）、安全管理措置を講ずるための組織体制の整備等が考えられるのではないか。

※ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省）においては、事業者がリスクに応じて必要な安全管理措置をとることを求めており、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の4つに分けられている。

② 委託先の監督

- 電気通信役務利用者情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者において当該情報について安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をする義務を課すべきではないか。
- 必要な委託先の監督の内容は、①の電気通信事業者が自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう監督を行うべきではないか。

③ その他の電気通信役務利用者情報を適切に取扱うために必要な措置

- 電気通信事業においては、デジタル化の進展等に伴い、多様なサービスが展開されており、今後も新たなサービスが創出されることが見込まれることから、こうしたサービスの革新等に伴う新たなリスクにも遅滞なく対応できるようにするため、必要な措置を規定することができるようにすべきではないか。

※ 本規律の対象とはならない電気通信事業者に対しては、以下①、②、③、④に準じた努力義務を課すこととする。

① 電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る方針の策定及び公表

- 電気通信事業者に対し、自らの電気通信役務利用者情報の適正な取扱いを図る上での基本的な方針を策定し、公表する義務を課すべきではないか。
- 情報の適正な取扱いに係る方針への記載事項及び公表方法に当たり、必要な記載事項としては、例えば、電気通信役務利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や電気通信役務利用者情報を取扱う業務を委託した第三者の所在国を明記すること等が考えられるのではないか。

② 電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する業務規程の策定

- 各電気通信事業者の特性に応じた取組を適切に確保することができるように、電気通信事業者が自ら当該情報の適正な取扱いに関する事項に係る業務の実施方法を定める取扱業務規程の策定、届出及び遵守義務を課すべきではないか。

③ 電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映

- 電気通信役務利用者情報の適正な取扱いを確保するためには、定期的にその適正性を確認する必要があることから、電気通信事業者に対して、定期的な評価の実施、及びその結果を踏まえた電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する対策への反映を義務付けるべきではないか。
- 当該評価の実施時期や方法等は自主的な取組に委ねつつ、最低限の事項として、外国に情報を保管する場合等に当該外国の法制度が適正管理に与える影響等の観点を含むことが考えられるか。

④ 電気通信役務利用者情報統括管理者の選任等

- 電気通信役務利用者情報の取扱いを全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者を電気通信役務利用者情報統括管理者として選任する義務を課すべきではないか。